令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨に関し無料相談期間の

延長など法テラスの業務に関する特例法の制定等を求める会長声明

1. 声明の趣旨
   1. 令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨について、東日本大震災における対応と同様、①発災当時被災地に住所、居所、営業所又は事務所（以下「住所等」という。）を有していた者であれば資力を問わず日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）における法律相談援助、代理援助及び書類作成援助等を受けられること、②裁判所の手続だけでなく、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）や行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての手続（以下「行政不服申立手続」という。）などについても代理援助及び書類作成援助の対象とすること、③事件の進行中は立替金の償還が猶予されること、などを含む法テラスの業務に関する特例法を制定することを求める。
   2. また、同時に、総合法律支援法（以下「法」という。）第３０条第１項第４号を改正し、法テラスによる同号の法律相談の実施期間の上限を、現在の１年から大幅に伸長するとともに、実施期間が上限に達した場合でも、政府の決定により、さらに延長することができるようにすることを求める。
2. 声明の理由
   1. 法第３０条第１項第４号では、法テラスの業務として、「著しく異常かつ激甚な非常災害であって、その被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定するものが発生した日において、民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等を援助するため、同日から起算して一年を超えない範囲内において総合法律支援の実施体制その他の当該被災地の実情を勘案して政令で定める期間に限り、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施すること」を定めている。これは、政令で指定された一定の大規模災害の被災者を対象に、災害発生から最長で１年間、資力を問わず、無料で弁護士等による法律相談を行うものである(以下「被災者法律相談援助」という。)。

　過去には、平成２８年の熊本地震、平成３０年７月豪雨、令和元年東日本台風、令和２年７月豪雨に適用され、被災者法律相談援助が実施された。

* 1. 本年１月１日に発生した令和６年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）について、政府は、本年１月１１日に令和６年政令第６号を制定することにより、能登半島地震を法第３０条第１項第４号に規定する特定非常災害に指定した。これにより同地震に関し、災害救助法が適用された地域に住所等を有していた国民等について、資力を問わず、本年１２月３１日まで被災者法律相談援助の実施が可能となった。

また、能登半島地震の被災地においては、法テラスの事務所、指定相談場所における相談に加えて、事務所等へのアクセスが困難な地域には移動相談車両(法テラス号)を派遣するなどの対応がとられており、被災者法律相談援助は、能登半島地震の被災者の法律相談ニーズに応える上で、重要な役割を果たしている。

* 1. 能登半島地震の発災から約１１ヶ月が経過したが、現在も被害は拡大し続け、平成２３年に発生した東日本大震災以降最大の被害が発生しており、未だ多くの被災者が避難生活を余儀なくされている状況である。

　被災地では、復旧に向けた関係各位の懸命な活動が続いており、徐々に復旧が進みつつあるが、被災地へのアクセスの困難さや自治体、関係事業者のリソース不足等もあり、水道、道路などライフライン、インフラの復旧や公費解体の遅れ等の問題も生じており、生活再建の入口にすら到達できていない被災者も多数存在する。

被災者支援制度の基礎となる罹災証明書についても、判定そのものやその基礎となる資料である住家被害認定調査票の情報公開の在り方等について問題が指摘されており、被災者の相談の要望もしばらく続くものと思われる。

また、被災地では、災害関連死の認定数も増加し、令和６年１１月時点でその数は２３５人となり、熊本地震の災害関連死認定数である２２２人を超えている。今後も災害関連死数は増加すると考えられ、災害関連死の申請に関する相談や対応も引き続き求められると見込まれる。

さらに、各種支援金の申請、地震に起因する紛争の解決、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づく債務整理を含む債務の処理など、更に多数の法律相談や紛争解決手続の必要性が高い状況が続くと見込まれる。

* 1. 令和５年３月、内閣府は、災害ケースマネジメント実施の手引き（以下「手引き」という。）を発表し、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」とされる災害ケースマネージメントの促進に取り組んでいる。

被災者の自立や生活再建のためには専門家による相談の実施が必須であるところ、前述したこれまでの災害時の実情や現在の能登半島地震被災地の復旧状況に鑑みれば、被災者の生活再建のためには、一定のめどが立った時点で改めて生活再建の方法について検討する必要がある。被災後、多くの被災者は住宅再建に取りかかるが、過去の例に照らせば、公費解体の完了が遅れれば遅れるほど、解体時点の被災地の状況は一変している可能性が高い。被災者の多くは、復興計画や、勤務先・生業の復興状況、他の被災者の生活再建場所など様々な変化を踏まえ、生活再建方法を再検討することが必要となる。

そのような時期に被災者からの相談に対応し、災害ケースマネジメントを実効性あるものとするためには、法テラスによる被災者法律相談援助の実施期間を最長１年とする現行制度はあまりにも短期間である。災害ケースマネジメントを実効性あるものとするためには、被災者が専門家による法律相談を必要とする時期に相談を受けられる体制を整えておくことが極めて重要である。被災者の専門家へのアクセス確保による環境整備は、全国のどこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現することを目指すとする法第２条の基本理念に沿うものである。

* 1. 加えて、能登半島地震の被災地においては、本年９月２１日から２２日にかけて降り続いた豪雨により、多数の浸水被害等が生じ、能登半島地震により被災した住居が再び浸水被害を受けたり、能登半島地震を受けて建設された仮設住宅に浸水被害が生じるなどしており、それらの複合被害によって、ますます住宅再建に時間を要することが予想される。さらに、ほとんどの被災者支援制度は単独の災害を前提としていることから、今回の複合災害への対応として十分か否かは不透明であり、制度の狭間に陥る被災者が生じることが危惧され、被災者法律相談援助制度の重要性・必要性はより高まっている。
  2. このような状況であるにもかかわらず、上記のとおり、被災者法律相談援助制度が１年間で終了してしまうのであれば、被災者に対する法的支援としては極めて不十分であると言わざるを得ない。

　そもそも、災害の種類や程度、また、災害により各被災者が置かれる状況は千差万別であり、このような災害、被災者に対応する援助について最長１年間という期間制限を設けること自体、具体的な論拠を欠くものである。

* 1. 平成２３年に発生した東日本大震災の際には、上記の総合法律支援法に基づく非常災害の指定の制度はまだ存在しなかったが、発災から約1年後の平成２４年３月２３日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」が制定され、同年４月１日から施行された。この特例法による制度は、被災地に住所等があった者であれば、資力を問わず法テラスにおける法律相談援助、代理援助等を受けられること、裁判所の手続のほかにＡＤＲなどが代理援助・書類作成援助の対象となること、事件の進行中は立替金の返済が猶予されることなどの特色があり、当初は３年間の時限立法であったが、被災者法律相談援助の需要は高く、延長が繰り返され、最終的には令和３年３月３１日まで期間が延長された。

平成２８年４月に熊本地震が発生した際には、同年５月に総合法律支援法の改正が行われ、第３０条第１項第４号の規定が設けられた。その後、同年７月１日から平成２９年４月１３日まで被災者に対して法テラスにおける資力を問わない法律相談が実施された。法律相談件数は徐々に増加し、平成２８年１１月以降はほぼ毎月１０００件を超える件数であった（平成２８年度法テラス白書）。平成２９年３月には１３７８件と最高件数を記録しており、被災者の法律相談ニーズが発災から１年が経過しても高い状況であったことが明らかとなっている。

能登半島地震については、東日本大震災以降最大規模の被害が生じていることに加え、上記のとおり、災害からの復旧や生活再建が様々な事情から停滞していることからすれば、同地震に関しても同様の特例法を制定し、法テラスによる支援を継続すべきである。

* 1. また、今後も確実に生じる被災地における法律相談ニーズに十分に応えるため、）第３０条第１項第４号を改正し、法テラスによる同号の法律相談の実施期間の上限を、現在の１年から大幅に伸長するとともに、実施期間が上限に達した場合でも、政府の決定により、さらに柔軟に延長することを可能とし、令和７年１月１日以降も法テラスにおいて能登半島地震の被災者に対する資力を問わない無料法律相談の実施を可能とすべきである。

この改正は、能登半島地震のみならず、今後発生する可能性がある大規模な自然災害への対応を考えても、必要な法改正である。

以 上

２０２４年(令和６年)１２月１８日

高知弁護士会

会長　津　　田　　久　　敬